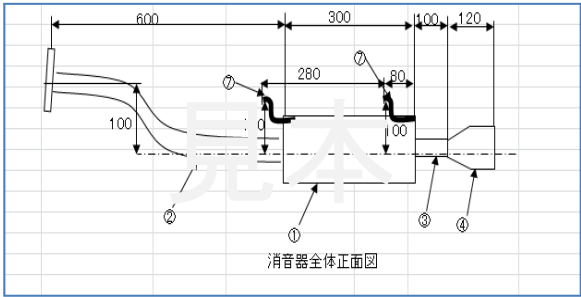


後付消音器性能等確認業務制度の概要



申請書類の作成

【性能等の確認】
 近接排気騒音測定及び加速走行騒音測定のそれぞれの測定値が基準値を超えていないこと

後付消音器の品質管理体制を有するとは？

確認済後付消音器製作者等の実施すべき事項の遵守

後付消音器の性能等確認済表示
 例： JATA-21100001S EG1

【申請者の要件】

- ①後付消音器の製作を業とする者
- ②「①」と後付消音器を購入する契約を結んでいる者であって当該後付消音器を販売する事を業とする者

【後付消音器性能等確認申請に係わる確認事項】

(1) 協会が申請書類に関して確認する主な事項

- ①後付消音器の性能等確認申請書類に不足の書類がないこと
- ②当該消音器が取り付けられる自動車の範囲が明確であり試験自動車は、取り付けられる自動車の範囲の中で選定された車両であること

(2) 協会が性能等確認の試験時に確認する主な事項

- ①性能等の確認において近接排気騒音測定値及び加速走行排気騒音測定値はそれぞれの基準値を超えていないこと
- ②後付消音器は、騒音防止性能を容易に変更できない構造であり、かつ、構造基準に適合していること

(3) 性能等確認申請事業者様が後付消音器に係る管理を適切に実施して頂くために必要な主な事項

- ①後付消音器の品質管理体制を有していること
- ②当該消音器が取り付けられる自動車以外に取り付けることができない誤装着防止措置方法を講じること
- ③性能等確認済表示は消音器に見やすい位置で容易に損傷しない方法により表示されていること
- ④後付消音器の製作者の商号、商標又は製作者が販売用名称の表示内容及び表示位置を明記すること
- ⑤確認済後付消音器製作者等は、実施すべき事項を遵守すること

